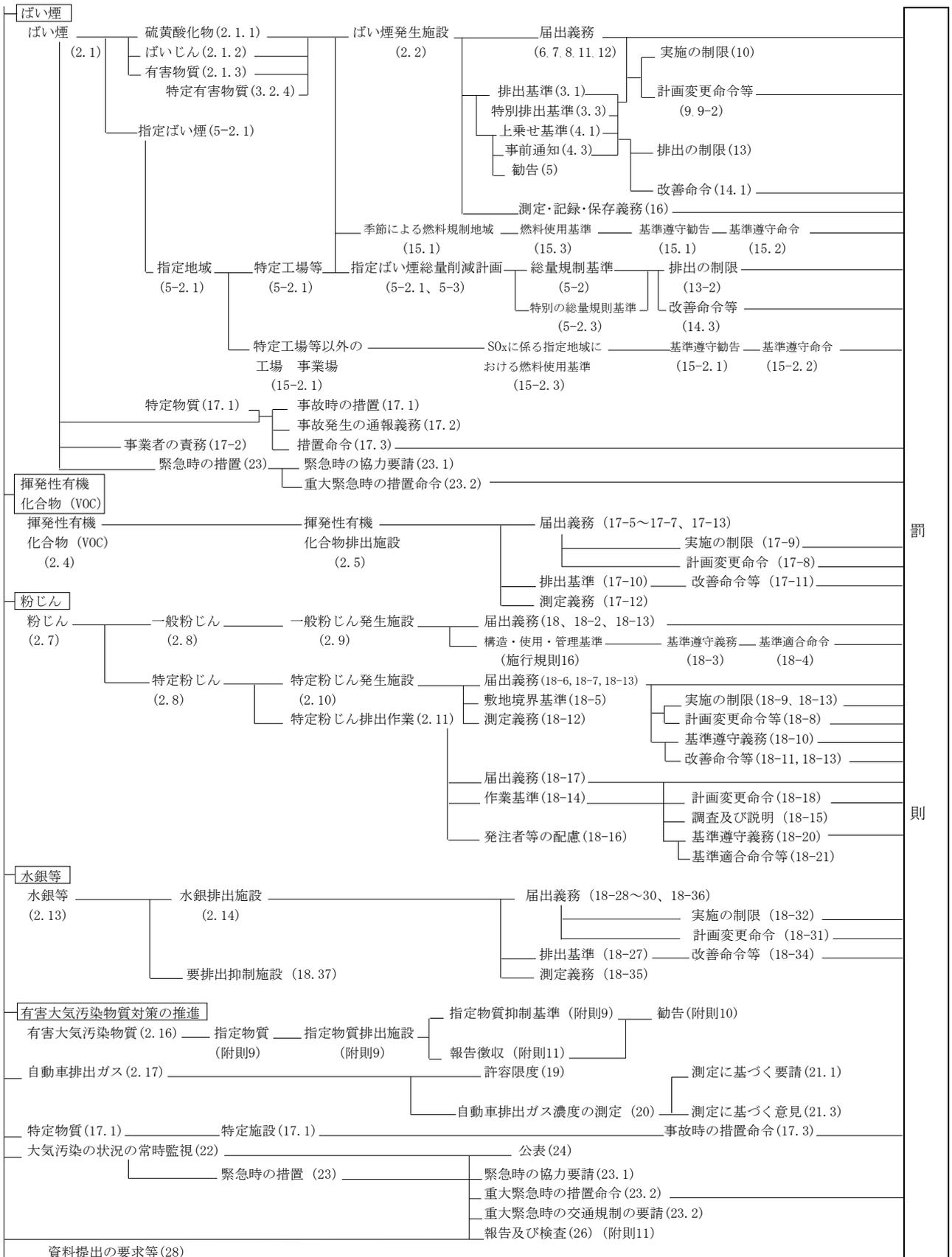


第 1 章 大氣污染防治法關係

大気汚染防止法の体系図

本法による規則



注) 図中の () 書きは条文である。例えば、(2.1)は大気汚染防止法第2条第1項を意味する。

第1章 大気汚染防止法関係

第1節 環境基準（環境基本法第16条）

1 二酸化硫黄等

(1) 環境基準及びその達成期間

(昭和48. 5. 8環境庁告示第25号 最近改正 平成21. 9. 9環境省告示第33号)

物質	環境上の条件（環境基準）	達成期間	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下	維持又は5年以内において達成	①溶液導電率法 ②紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	維持又は早期に達成	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊 粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	維持又は早期に達成	①ろ過捕集による重量濃度測定方法 ②光散乱法 ③圧電天びん法 ④β線吸収法 (②～④は、①の重量濃度と直線的な関係を有する量が得られるもの)
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	①ゾーンを越える地域は7年以内に達成 ②その他の地域は維持又は大きく上回らないこと	①ザルツマン試薬を用いる吸光光度法 ②オゾンを用いる化学発光法
光化学 オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下	維持又は早期に達成	①中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は電量法 ②紫外線吸収法 ③エチレンを用いる化学発光法
微小 粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下	維持又は早期に達成	①ろ過捕集による質量濃度測定方法 ②①の質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径10μm以下の物質をいう。
- 3 二酸化窒素の達成期間について、本県は全てゾーン以下の地域に区分されている（昭和53. 7. 11環大企第252号、昭和53. 7. 17環大企第262号、昭和54. 8. 7環大企第310号）。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μm以下の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 6 炭化水素の環境濃度指針は、非メタン炭化水素の午前6～9時における3時間平均値0.20～0.31ppmC（昭和51. 8中公審答申）。
- 7 カドミウムの濃度暫定基準は、0.88μg/m³（昭和44厚生省「カドミウム暫定対策要領」）。

(2) 評価方法

(昭和48. 6. 12環大企第143号、昭和53. 7. 17環大企第262号、平成21. 9. 9環水大発第090909001号ほか)

区 分	適 用
短期的評価	連続又は随時に行った測定結果について、日又は時間を個別に評価する。
長期的評価	SO ₂ 、CO、SPMの年間にわたる測定結果を、1日平均値の高いほうから2%の範囲内にあたるものを除外した最高値により評価する。 NO ₂ 、PM _{2.5} の年間にわたる測定結果を、1日平均値の低いほうから98%目にあたる値により評価する。PM _{2.5} については、1年平均値も評価する。

- 備考 1 1時間値の欠測が4時間を超える日の1日平均値は、評価の対象としない。
2 測定年間6,000時間（PM_{2.5}は250日）未満の測定局は、長期的評価の対象としない。
3 長期的評価における評価値は、「2%除外値」又は「98%値」という。

2 有害大気汚染物質

(平成9. 2. 4環境庁告示第4号、最近改正平成30. 11. 19環境省告示第100号)

物 質	環境上の条件（環境基準）	達成期間	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下	維持又は早期に達成	①キャニスター又は捕集管により採取した試料をGC/MSで測定する方法 ②①と同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下		

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2 1年平均値は、連続24時間のサンプリングを月1回以上実施して算出する。

(参考) 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

(平成15. 9. 30環管総発030930004号、平成18. 12. 20環水大総発第061220001号、平成22. 10. 15環水大総発第101015002号・環水大発101015004号、平成26. 5. 1環水大総発第1405011号、令和2. 8. 20環水大総発第2008201号)

物 質	指針値	物 質	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m ³ 以下	アセトアルデヒド	1年平均値が120μg/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m ³ 以下	塩化メチル	1年平均値が94μg/m ³ 以下
クロロホルム	1年平均値が18μg/m ³ 以下	1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m ³ 以下
水銀及びその化合物	1年平均値が0.04μgHg/m ³ 以下	ニッケル化合物	1年平均値が0.025μgNi/m ³ 以下
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m ³ 以下	1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m ³ 以下
マンガン及びその化合物	1年平均値が0.14μgMn/m ³ 以下		

- 備考 1 指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものであり、環境基準とは性格及び位置付けが異なる。この指針値は、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される。
2 μgHg、μgNi：水銀及びその化合物、ニッケル化合物をそれぞれ水銀、ニッケルの量に換算した量

3 ダイオキシン類

ダイオキシン類の基準は203ページを参照

第2節 排出基準等（法第3条、第18条の3、第18条の5）（条例第8条、第20条）

重油換算は、重油10L当たりが、液体燃料は10L、ガス燃料は16m³、固体燃料は16kgとする。

1 硫黄酸化物（法第3条第2項第1号）（条例第8条第2項第1号）

（最近改正 平成2.12.1総理府令第58号（平成3.2.1施行））

硫黄酸化物については、原則としてすべてのばい煙発生施設に適用*されるが、法該当施設のうち下記各項の適用猶予規定がある。

※硫黄酸化物の測定義務は、硫黄酸化物排出量が10Nm³/h以上のものが対象となる（8ばい煙量等の測定方法等（1）①参照）。

- 1 小型ボイラー（伝熱面積が10m²未満のもので、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上のボイラー。以下において同じ。）のうち、昭和60年9月9日までに設置されたものは適用猶予
- 2 小型ボイラーのうち、昭和60年9月9日までに設置されたものの更新として、設置されたものは、昭和63年9月9日までは、適用猶予
- 3 ガスタービン、ディーゼル機関のうち、非常用施設及び昭和63年1月31日までに設置された排出ガス量10,000Nm³/時未満のものは適用猶予
- 4 ガスタービン、ディーゼル機関のうち、昭和63年1月31日までに設置された施設で上記3以外のものは平成3年1月31日までは適用猶予
- 5 ガス機関、ガソリン機関のうち、非常用施設は適用猶予

(1) 硫黄化合物の排出基準は排出口の高さに応じて定められ、次式により算出した硫黄酸化物の量である。（法律、条例とも同じ。）

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2 = K \times \frac{H e^2}{1,000} \quad \begin{array}{l} q \hat{\leq} q \text{ であれば基準適合} \\ q \hat{>} q \text{ では不適合} \end{array}$$

$q \hat{}$: 硫黄酸化物の排出量 (Nm ³ /h)	$H e$: 補正された排出口の高さ (m)
q : 硫黄酸化物の排出基準 (Nm ³ /h)	K : 次ページの表に示した各地域ごとのKの値

(2) 排出口の高さの補正算式は次式による。

$$H e = H_0 + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log_{10} J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \cdot \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

H_0 : 排出口の実の高さ (m)	V : 排出ガスの排出速度 (m/s)
Q : 15°Cにおける排出ガス量 (m ³ /s)	T : 排出ガスの温度 (K:ケルビン=°C+273)

陣笠ありの場合は (Hm+Ht) =0とみなし、He=H0として算定しても差し支えない。

参 考

- 1 標準パラメーター $u = 6 \text{ m/s}$ 、 $C_y = 0.47$ 、 $C_z = 0.07$ 、 $n = 0.25$ 、気温15°Cとした場合、最大着地濃度 (Cmax) とK値との対応はCmax=0.0017K (ppm) となる。

また、最大濃度着地地点（X_{max}）は $X_{max} = \left(\frac{H e}{0.07} \right)^{1.1428}$ (m) となる。

2 重油使用の場合の q'（SO_xの排出量Nm³/h）の理論値は次式による。

$$q' = \frac{S \times F \times d}{32 \times 100} \times 22.4$$

S：燃料硫黄分（重量%） d：燃料の比重

F：燃料使用量（L/h）

(3) 地域ごとのKの値

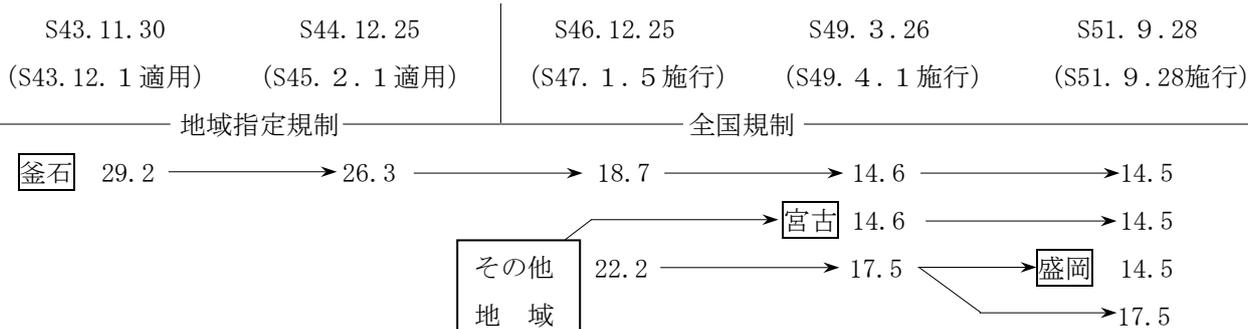
(施行規則第3条 別表第1 最近改正 昭和57総理府令第32号)

区分	地 域 名	K 値	対 応 す る 最大着地濃度 (ppm)
1	東京都特別区等、横浜・川崎等など6地域	3.0	0.0051
2	川口等、千葉・市原等など21地域	3.5	0.0060
3	札幌	4.0	0.0068
4	室蘭、日立、鹿島等、防府	4.5	0.0070
5	富山・高岡等、呉、東予・小松	5.0	0.0086
6	八戸、いわきなど9地域	6.0	0.0103
7	苫小牧、八王子・立川等、笠岡	6.42	0.0110
8	仙台等、足利等など6地域	7.0	0.0120
9	小樽、旭川など8地域	8.0	0.0137
10	秋田等、金沢等など8地域	8.76	0.0150
11	高崎B、大宮等など6地域	9.0	0.0154
12	釧路、武生・鯖江等、静岡、佐世保	10.0	0.0171
13	函館、石巻等など15地域	11.5	0.0197
14	渋川、沼津・三島など6地域	13.0	0.0223
15	青森、盛岡(旧都南村、玉山村を除く。)、宮古(旧田老町、新里村、川井村を除く。)、釜石、山形などの20地域	14.5	0.0248
16	その他の地域	17.5	0.0300

(注) 1 この他に特別排出基準があるが省略 2 の地域が本県関係

参 考

本県における適用K値の経過



2 ばいじん（法第3条第2項第2号）（条例第8条第2項第2号）

重油換算は、重油10L当たりが、液体燃料は10L、ガス燃料は16m³、固体燃料は16kgとする。

(1) 法の基準

ア ばいじんの濃度 (g/Nm³)
$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

O_n : 標準酸素濃度 (%)。熱源として電気を使用する施設はO_sとする。

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)。20%を超える場合は20とする。

C_s : 日本産業規格（以下、「JIS」という。）Z8808に定める方法により測定されたばいじんの濃度 (g/Nm³)

ただし、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

イ 「附則」の適用の期限は明記したもの以外、「当分の間」。

ウ 「既設」とは、昭和58年9月9日までに設置された施設をいう。ただし、廃棄物焼却炉に係る「既設」とは、平成10年7月1日までに設置された施設をいう。

エ 「小型ボイラー」とは、伝熱面積が10m²未満で、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上の施設をいう。

オ 東京都特別区など9地域に特別排出基準が設けられているが、省略。

(施行規則第4条 別表第2 最近改正 平成2.12.1 総理府令第58号 (平成3.2.1 施行))

規制対象施設			排出基準値 (g/Nm ³)		O _n (%)	
令 別 表 第 一 号 の 項 番 号	種 類	定格排出ガス量 (万Nm ³ /h)	本則	附 則	本則	附則
			1	ガス専焼	4以上	0.05
4未満	0.10					
小型ボイラー				猶 予		
液体燃料 (黒液を除く)専焼 ガス・液体燃料混焼	20以上	0.05		既設 0.07	4	猶予
	4以上20未満	0.15		既設 0.18		
	1以上4未満	0.25				
	1未満					
小型ボイラー	軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油) ガス・軽質液体燃料混焼	0.30		猶 予		
	その他			S60.9.9までに設置された施設 猶予		
				H2.9.9までに設置された施設 0.50		

規 制 対 象 施 設			排 出 基 準 値 (g / Nm ³)		0 n (%)				
令 別 の 表 項 番 号	種 類	定 格 排 出 ガ ス 量 (万 Nm ³ / h)	本 則	附 則	本 則	附 則			
1	ボ イ ラ ー	黒液専焼	20以上	0.15	既設 0.20	0s			
		黒液、ガス混焼	4以上20未満	0.25	既設 0.35				
		黒液、液体燃料混焼	4未満	0.30	S60.9.9までに設置された施設 猶予				
		小型ボイラー							H2.9.9までに設置された施設 0.50
		石炭燃料	20以上	0.10	既設 0.10			6	
			4以上20未満	0.20	既設 0.20				
			4未満	0.30	既設 0.35				
			S57.5.30までに設置された低カロリー (5,000kcal/kg以下) 石炭燃料	—	既設 0.07		猶予		
			小型ボイラー		0.30	S60.9.9までに設置された施設 猶予	6		
						H2.9.9までに設置された施設 0.50			
			触媒再生塔付属		0.20	既設 0.30	4		
			小型ボイラー			S60.9.9までに設置された施設 猶予			
						H2.9.9までに設置された施設 0.50			
	その他	4以上	0.30	既設 0.40	6	猶予			
		4未満							
	小型ボイラー			S60.9.9までに設置された施設 猶予					
				H2.9.9までに設置された施設 0.50					

規 制 対 象 施 設				排出基準値 (g/Nm ³)		0n (%)		
令の別項表番号	種 類		定格排出ガス量 (万Nm ³ /h)	本則	附 則	本則	附則	
2	ガス発生炉			0.05		7		
	加熱炉			0.10				
3	焙焼炉		4 以上	0.10				
			4 未満	0.15				
	焼結炉	フェロマンガン製造用		0.20				
		その他		0.15				
	煨焼炉		4 以上	0.20				既設 0.25
			4 未満	0.25				既設 0.30
4	溶鋳炉		高 炉	0.05		0s		
			その他					0.15
	転炉			0.10				既設 (燃焼型) 0.13
	平炉		4 以上					
4 未満			0.20					
5	溶解炉		4 以上	0.10				
			4 未満	0.20				アルミニウム用反射炉 0.30
6	金属加熱炉		4 以上	0.10	既設 0.15	11	猶予	
			4 未満	0.20	既設 0.25			
7	石油加熱炉		4 以上	0.10		6		
			4 未満	0.15				潤滑油製造用 (1万Nm ³ /h未満) 0.18
8	触媒再生塔			0.20	既設 0.30			
8-2	燃焼炉			0.10		8		
9	焼成炉	石灰用	土中釜	0.40		15		
			その他					0.30
	セメント製造用			0.10				10
	耐火レンガ・耐火物原料製造用		4 以上					18
4 未満			0.20					

規 制 対 象 施 設			排 出 基 準 値 (g/Nm ³)		0n (%)	
令の別項表番号	種 類	定格排出ガス量 (万Nm ³ /h)	排出基準値 (g/Nm ³)		0n (%)	
			本則	附 則	本 則	附 則
9	焼成炉	その他	4 以上	0.15	15	猶 予
			4 未満	0.25		
	溶融炉	板ガラス・ガラス繊維・ガラス繊維製品製造用	4 以上	0.10		既設 0.30
			4 未満	0.15		
		光学ガラス・電気・ガラス・フリット製造用	4 以上	0.10		
			4 未満	0.15		
		その他	4 以上	0.10		
		4 未満	0.20			
	10	反応炉 直火炉	4 以上	0.15	既設 (活性炭製造 反応炉 1 万Nm ³ /h 未満) 0.30	6
4 未満			0.20			
11	乾燥炉	骨材用	0.50	既設 (2 万Nm ³ /h 未満) 0.60	16 (直接熱 風乾燥炉 は0s)	
			4 以上	0.15		
	その他	4 未満	0.20	既設 (1 万Nm ³ /h 以上) 0.30 既設 (1 万Nm ³ /h 未満) 0.35		
12	電気炉	合金鉄 (Si40%以上) 製造用	0.20	0s		
		合金鉄 (Si40%未満) ・カーバイト製造用	0.15			
		その他	0.10			
13	廃棄物焼却炉	焼却能力4,000kg/h以上	0.04	既設 0.08	12	
		焼却能力2,000kg/h以上 ～4,000kg/h未満	0.08	既設 0.15		
		焼却能力2,000kg/h未満	0.15	既設 0.25		
14	焙焼炉	4 以上	0.10	0s		
		4 未満	0.15			
	焼結炉	0.15				
	溶鋳炉					
転炉						

規制対象施設			排出基準値 (g/Nm ³)		On (%)		
令の別項表番号第一	種類	定格排出ガス量 (万Nm ³ /h)	本則	附則	本則	附則	
14	溶解炉	4以上	0.10	既設 (1万Nm ³ /h未満) 0.35	0s		
		4未満	0.20				
	乾燥炉	4以上	0.15	既設 (気流搬送型) 0.18	16 (直接熱風乾燥炉は0s)		
		4未満	0.20	既設 0.30			
18	反応炉		0.30		6		
20	電解炉		0.05		0s		
21	焼成炉		0.15		15		
	溶解炉		0.20		0s		
23	乾燥炉		0.10		16 (直接熱風乾燥炉は0s)		
	焼成炉		0.15		15		
24	溶解炉	4以上	0.10		0s		
		4未満	0.20				
25	溶解炉	4以上	0.10				
		4未満	0.15				
26	溶解炉	4以上	0.10				
		4未満	0.15				
	反射炉		0.10	6			
	反応炉 (硝酸鉛の製造用を除く。) 鉛酸化物製造業		0.05	0s			
28	コークス炉		0.15	7			
29	ガスタービン		0.05	16			
30	ディーゼル機関		0.10	13			
31	ガス機関		0.05	非常用施設 猶予	0		
32	ガソリン機関						

(2) 条例の基準

番号	施設名	排出基準 (g/Nm ³)	
		H14. 4. 1～設置	～H14. 3. 31設置
1	廃棄物焼却炉	0.15	0.25
2	オガライトの製造の用に供する乾燥炉	0.2	0.35
備考			
<p>ばいじんの濃度 (g/Nm³) $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$</p> <p>O_n : 廃棄物焼却炉は12、オガライトの製造の用に供する乾燥炉は16とする。</p> <p>O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては20パーセントとする。) (%)</p> <p>C_s : JIS Z8808に定める方法により、測定されたばいじんの濃度 (g/Nm³)</p> <p>ただし、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん (1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。) は含まれないものとする。</p> <p>ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。</p>			

3 有害物質 (法第3条第2項第3号)

(1) 施行令第1条に掲げる有害物質(窒素酸化物を除く。)

$$\text{塩化水素の濃度 (mg/Nm}^3\text{)} \quad C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s \quad (\text{※廃棄物焼却炉に限る。})$$

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

C_s : JIS K0107に定める方法により測定された塩化水素の濃度 (mg/Nm³)。

ただし、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

(施行規則第5条別表第3 最近改正 昭和52.1.16総理府令第32号)

有害物質名	規則表第三の項番号	施設名		基準値 (mg/Nm ³)		
カドミウム及びその化合物	9	ガラス・ガラス製品製造用焼成炉・溶解炉	硫化カドミウム } 使用する 炭酸カドミウム } もの	カドミウムとして 1.0		
	14	銅・鉛・亜鉛の精錬用	焙焼炉・転炉・焼結炉 溶解炉・乾燥炉・溶鋳炉			
	15	カドミウム系顔料・炭酸カドミウム製造用乾燥施設				
塩素	16	塩素化エチレン製造用塩素急速冷却施設		塩素 30		
	17	塩化第二鉄製造用溶解槽				
	18	活性炭の製造用反応炉(塩化亜鉛使用)				
	19	化学薬品製造用 (前3項及び密閉式は除く)	塩素反応施設・塩化水素吸収施設 施設・塩化水素反応施設			
塩化水素	13	廃棄物焼却炉		塩化水素 700		
	16~19	(塩素の欄に同じ)		〃 80		
弗素、弗化水素及び弗化珪素	20	アルミニウムの製錬用電解炉	排出口から出るもの	弗素として 3.0		
			天井から出るもの	〃 1.0		
	9	ガラス・ガラス製品製造用 焼成炉・溶解炉	ほたる石 } 使用する 珪弗化ナトリウム } するもの	〃 10		
	21	磷酸製造用	反応施設・濃縮施設・溶解炉			
	22	弗酸製造用	濃縮施設・吸収施設・蒸溜施設			
	23	(重) 過磷酸石灰製造用	トリポリ磷酸ナトリウム製造用	反応施設・焼成炉・乾燥炉(原料として磷酸石を使用するもの)	〃 15	
			磷酸質肥料製造業	溶解炉		電気炉
				焼成炉		平炉
	21			〃 20		
鉛及びその化合物	9	ガラス・ガラス製品製造用 焼成炉・溶解炉	酸化鉛を使用するもの	鉛として 20		
	14	銅、鉛、亜鉛の精錬用	焙焼炉・転炉・溶解炉・乾燥炉	〃 10		
			焼結炉・溶鋳炉	〃 30		
	24	鉛の第二次製錬 鉛の管・板・綿製造用	溶解炉	〃 10		
	25	鉛蓄電池製造用	溶解炉			
	26	鉛系顔料製造用	溶解炉・反応炉・反射炉 乾燥施設			

(2) 窒素酸化物

ア 熱源として電気を使用するものを除く。

イ 窒素酸化物の濃度（容量比ppm）
$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

O_n：標準酸素濃度（％）。

O_s：排出ガス中の酸素濃度（％）。20％を超える場合は20％とする。

C_s：JIS K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度（容量比ppm）。

ただし、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

ウ 経過措置及び（ ）内は附則で、適用の期限は明記したもの以外、「当分の間」。

エ 「燃焼」とは、専焼及び混焼をいう。

例えば固体燃料ボイラーのうち「石炭燃焼ボイラー」は、石炭を専焼させるもののほか、石炭と重油又はガスを混焼させるものを含むものである。ただし、2種類以上のガス燃料（都市ガス、LPG、LNGなど）の混焼はガス専焼として取扱う。（昭和50.12.13 環大企263号 大気保全局長通知）

オ 「小型ボイラー」とは、伝熱面積が10㎡未満で、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるボイラーをいう。

カ 「過負荷燃焼型ボイラー」とは、炉筒煙管式又は水管式で、かつ、燃焼室負荷が50万kcal/㎡h以上のボイラーをいう。

$$\text{燃焼室負荷 (kcal/㎡h)} = \frac{G_f \times H_e}{V}$$

G_f：燃焼使用量（定格能力）（kg/h、Nm³/h）

H_e：燃焼の低発熱量（kcal/kg、kcal/Nm³）

V：燃焼室容積（m³）

（昭和55.1.24 環大規13号 大気規制課長通知）

（施行規則第5条別表第3の2 最近改正 平成2.12.1総理府令第58号（平成3.2.1施行））

規制対象施設		排出基準値（容量比ppm）			O _n (%)	
令別表第一 の項番号	種類	～	S60.9.10	H2.9.10		
				S60.9.9 設置	～ H2.9.9設置	～ 設置
1	小型ボイラー	ガス専焼	猶 予			
		軽質液体燃料（灯油、軽油、A重油）専焼				
		ガス・軽質液体燃料混焼				
		上記以外の液体燃料燃焼	300	260	4	
		固体燃料燃焼	350		6	

規制対象施設			排出基準値（容量比ppm）								On (%)					
令別表第一の項番号	種類	定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	～ S48.8.9設置	S48.8.10 ～ S50.12.9設置	S50.12.10 ～ S52.6.17設置	S52.6.18 ～ S52.9.9設置	S52.9.10 ～ S54.8.9設置	S54.8.10 ～ S58.9.9設置	S58.9.10 ～ S62.3.31設置	S62.4.1 ～ 設置						
1	ガス専焼 (小型ボイラーを除く。)	50万以上					60				5					
		10万～50万					100									
		4万～10万					130									
		1万～4万					150									
		1万未満					400									
	固体燃料 (小型ボイラーを除く)	石炭 (5,000kcal/h) 燃焼	天井バーナー方式	4万以上			480		400				6			
				1万～4万												
			1万未満	650												
		火割放射型 (火割放射型熱発生率14万kcal/hm ³ 以上)	4万以上			480		400								
			1万～4万													
			1万未満	550												
		その他			480											
	その他	70万以上	400					200								
		50万～70万						250								
		20万～50万	420			300										
		4万～20万	450	350				300 (320*1)		250 (320*1)						
		5千～4万		380		350		350								
		5千未満	480				380		350 (360*2)							

* 1 4万～10万Nm³/hの散布式ストーカー型に適用

* 2 S52.9.9までに設置された流動層燃焼方式に適用

規制対象施設			排出基準値 (容量比ppm* ³)						On (%)
令別表第一の項番号	種類		定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	~ S48.8.9 設置	S48.8.10 ~ S50.12.9 設置	S50.12.10 ~ S52.6.17 設置	S52.6.18 ~ S52.9.9 設置	S52.9.10 ~ S54.8.9 設置	
1	液体燃料(ガスとの混焼を含む。)	原油タール燃焼	排出ガス量100万Nm ³ /h未満のボイラーでSO _x 処理施設が付属しているもの	50万以上	210	180		130	
				10万~50万					
			1万~4万	250		150			
						4万~10万			
						1万~4万			
		1万未満	280		180				
		その他	50万以上	180		130			
			10万~50万	190					
			4万~10万	250	150				
			1万~4万						
	1万未満		180						
	(小型ボイラーを除く)	上記以外の排出ガス量100万Nm ³ /h未満のボイラーでSO _x 処理施設が付属しているもの	50万~100万	210	180		130		
			4万~50万						
			1万~4万	250		150			
			1万未満	280		180			
		その他	50万以上	180		130			
			4万~50万	190					
			1万~4万	230		150			
			1万未満	250		180			

* 3 S52.9.9以前に設置された過負荷燃焼型(5Nm³/h未満)には、当分の間、この基準を適用しない。

規制対象施設			排出基準値（容量比ppm）					0 n (%)	
令の別項表番号一	種類	定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	～ S48. 8. 9 設置	S48. 8. 10 ～ S50. 12. 9 設置	S50. 12. 10 ～ S52. 6. 17 設置	S52. 6. 18 ～ S54. 8. 9 設置	S54. 8. 10 ～ 設置		
2	ガス発生炉、加熱炉		170				150	7	
	水素ガス製造用発生炉（天井バーナー）		360						
3	焼結炉	ペレット焼成炉	1万以上	300				220	15
			1万未満						
		ペレット焼成炉のうち気体燃料を使用するもの	1万以上	540					
			1万未満						
		ペレット焼成炉を除く焼結炉	10万以上	260					
			1万～10万	270					
	1万未満		300						
	焙焼炉		250					14	
	煨焼炉	アルミナ製造用煨焼炉	1万以上	350				200	10
			1万未満						
その他									
4	溶 鋳 炉		120				100	15	
5	金属溶解炉（キュボラ適用除外）						180	12	
6	金属加熱炉	ラジエトチューブ型	10万以上	200		100		11	
			1万～10万			150			
			5千～1万						180
			5千未満			180			
		鍛接鋼管用	10万以上	猶予		100			
			1万～10万			180			
			5千～1万			150			
			5千未満			180			
	その他	10万以上	160		100				
		1万～10万			150	130			
		5千～1万	170		150				
		5千未満	200		180				

規制対象施設		排出基準値（容量比ppm）						On (%)	
令別表第一の項番号	種類	定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	～ S48. 8. 9 設置	S48. 8. 10 ～ S50. 12. 9 設置	S50. 12. 10 ～ S52. 6. 17 設置	S52. 6. 18 ～ S54. 8. 9 設置	S54. 8. 10 ～ 設置		
7	石油	排煙脱硫装置付	4万以上	170		100		6	
			1万～4万	180		150	130		
			5千～1万	190			150		
			5千未満	200			180		
	石油	エチレン分解炉	4万以上	170		100			
			1万～4万	180		150	130		
			5千～1万				150		
			5千未満	200		180			
	石油	エチレン分解炉 (炉床式バーナー)	4万以上	170		100			
			1万～4万	280		150	130		
			5千～1万	180			150		
			5千未満	200		180			
	加熱炉	エチレン 独立加熱炉	10万以上	170		100			
			4万～10万				100		
			1万～4万	180		150	130		
			5千～1万				150		
			5千未満	200		180			
		エチレン独立加熱炉又はメタノール改質炉のうち空気予熱器を有するもの	10万以上	170		100			
			4万～10万	430					
			1万～4万	180		150	130		
5千～1万						150			
5千未満			200		180				
その他	4万以上	170		100					
	1万～4万			150	130				
	5千～1万	180			150				
	5千未満	200		180					
8	触媒再生塔		300				250	6	

規制対象施設			排出基準値（容量比ppm）					On	
令別表第一の項番号	種類	定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	～ S48.8.9 設置	S48.8.10 ～ S50.12.9 設置	S50.12.10 ～ S52.6.17 設置	S52.6.18 ～ S54.8.9 設置	S54.8.10 ～ 設置		
8-2	燃焼炉		300				250	8	
9	石灰焼成炉（ガス燃料のロータリキルン）		300				250	15	
	セメント焼成炉 （湿式を除く）	10万以上	480					10	
		10万未満				350			
	セメント焼成炉 （湿式）	10万以上	適用を猶予		250			10	
		10万未満				350			
	耐火物原料・耐火レンガ製造用焼成炉		450				400	18	
	板ガラス・ガラス繊維製造用溶融炉		400				360	15	
	フリット・光学ガラス・電気ガラス用溶融炉	専ら酸素を用いて燃焼を行うもの	800					0s	
		その他	900					16	
その他のガラス製造用溶融炉		500				450	15		
その他の焼成炉・溶融炉		200							
10	反応炉・直火炉		200				180	6	
	硝酸カリウム製造用反応炉		250						
	硝酸製造用反応炉（NO _x 触媒）		700				180	5 (6 ^{*4})	
11	乾燥炉						230	16	
13	廃棄物焼却炉	連続炉	特殊廃棄物	4万以上	300		250		12
			4万未満				700		
		浮遊回転燃焼式	4万以上	900		450			
			4万未満						
		その他	4万以上	300					
			4万未満				250		
		その他		4万以上	適用を猶予				
		4万未満							

*4 S52.8.9までに設置されたものに適用

規制対象施設			排出基準値（容量比ppm）					On (%)	
令別表第一の項番号	種類	定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	～	S48. 8. 10	S50. 12. 10	S52. 6. 18	S54. 8. 10		
			S48. 8. 9 設置	～	～	～	～	設置	
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用施設	焙焼炉	250				220	14	
		焼結炉	300				220		
		溶鉛炉	120				100	15	
		亜鉛精錬溶鉛炉のうち立型蒸溜炉	230						
		亜鉛精錬溶鉛炉のうち鉍滓処理炉 (石炭・コークスを燃料等とするもの)	450						
		銅精錬の精製炉 (アンモニア還元)	330				12		
		溶解炉					180	16	
		乾燥炉						6	
18	活性炭製造用反応炉		200				180	6	
21	燐・燐酸等の製造用施設	焼成炉					600	15	
		溶解炉	650						
23	トリポリ燐酸 ナトリウム製造施設	焼成炉					180	16	
		乾燥炉							
24	鉛の二次精錬等の溶解炉						180	12	
25	鉛蓄電池製造用の溶解炉								
26	鉛系顔料製造	溶解炉	200				180	0s	
		鉛酸化物製造用溶解炉							
		反射炉						15	
		反応炉						6	
		鉛酸化物・硝酸鉛の反応炉						0s	
27	硝酸製造施設								
28	コークス炉	オートー型	10万以上	適用を猶予			170	7	
			10万未満						
		その他	10万以上	350	200				
			10万未満						

規制対象施設*5			排出基準値（容量比ppm）					On (%)
令別表第一 の項番号	種類	定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	～ S63.1.31 設置	S63.2.1 ～ H元.7.31 設置	H元.8.1 ～ H3.1.31 設置	H3.2.1 ～ H6.1.31 設置	H6.2.1 ～ 設置	
29	ガスタービン	ガスを専焼させるもの	4万5千以上	猶予	90	70	16	
		4万5千未満						
	液体燃料を燃焼させるもの	4万5千以上	120		100			
		4万5千未満						
30	ディーゼル機関	シリンダー内径400mm以上のもの	1,600	1,400	1,200	13		
		シリンダー内径400mm未満のもの	950					
31	ガス機関		2,000		1,000	600	0	
32	ガソリン機関							

*5 29から32項までの非常用施設については、当分の間、この基準を適用しない。

4 揮発性有機化合物（VOC）（法第17条の3）

（施行規則第15条の2別表第5の2 最近改正 平成17. 6. 10環境省令第14号（平成18. 4. 1 施行））

VOC排出施設		排出基準値（ppmC）		
令別表第1の2の項番号	種類		附則	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	600		
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	自動車の製造の用に供するもの	400	700 （既設）
		その他のもの	700	
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000	
		その他のもの	600	
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	1,400		
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供する施設を除く。）			
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	400		
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	700		
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	400		
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	60,000	適用猶予 （既設かつ容量2,000kL未満の施設）	

（注）「附則」の適用の期限は、「当分の間」。

（注）「既設」とは、H18. 4. 1において現に設置されていた施設をいう。

（注）フレアスタック（グランドフレアを含む。）により排出ガスを燃焼処理している場合には、測定が不可能であるため、VOC濃度を測定する必要はなく、排出基準に適合しているものとみなす。

5 特定粉じん（法第18条の5～第18条の13）

（施行令第3条の2（別表第2の2）最近改正 平成元年12. 9総理府令第329号）

（施行規則第16条の2～3 最近改正 平成元年12. 27総理府令第59号）

（平成2. 1. 12環大企第37号、平成2. 1. 12環大規第26～27号）

番号	施設名	敷地境界基準
1	解綿用機械	大気中の石綿の濃度が10 f / L
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	
9	穿孔機	

備考 石綿を含有する製品の製造の用に供するものに関し、湿式及び密閉式の施設は除く。

6 水銀排出規制基準（法第18条の22）

ア 水銀等の濃度（ $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ ）
$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

O_n ：施設ごとに定める標準酸素濃度（%）（0℃、101.32kPa）。

O_s ：排出ガス中の酸素濃度（%）。20%を超える場合は20とする。

C_s ：排出ガス中の実測水銀濃度（0℃、101.32kPa）（ $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ ）

下記表番号	施設の種類	O_n (%)
1	石炭燃焼ボイラー	6
7	セメント製造施設	10
8、9	廃棄物焼却炉	12

下記表番号3～6の非鉄金属の製造用の精錬・焙焼等の施設については、標準酸素濃度補正を行わない。同様に熱源として電源を使用する施設についても、排出ガス中酸素濃度が一般大気程度の比率であることから、標準酸素濃度補正を行わない。

イ 「既設」とは、平成30年3月31日までに設置された施設をいう。

ウ 既存施設であっても水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用される。

エ バーナー燃焼能力及び燃焼能力とは重油換算量で、重油10Lが液体燃料では10L、ガス燃料では16 m^3 、固体燃料では16kgに相当するもの。

（施行規則第16条の11 別表第3の3 最近改正 平成28.9.26環境省令第22号）

番号	施設の種類	施設の使用用途等	規制対象規模		排出基準 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$	
					新規施設	既存施設
1	小型石炭混焼ボイラー	石炭専焼を除く	バーナー燃焼能力	50 L/時以上 10万 L/時未満	10	15
2	石炭ボイラー（番号1に掲げるものを除く。）	バーナー燃焼能力10万L/時以上または石炭専焼	バーナー燃焼能力	50 L/時以上	8	10
3	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（二次施設） (1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（番号(3)に掲げるものを除く。） (2) 溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及び番号(3)に掲げるものを除く。） (3) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするものを除く。）及び乾燥炉	金属の精錬用（銅又は金を精錬するものに限る。）	原料の処理能力	1 t/時以上	15	30
			火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1 m^2 以上 0.5 m^2 以上 50 L/時以上 200 kVA以上		
			原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	0.5 t/時以上 0.5 m^2 以上 0.2 m^2 以上 20 L/時以上		

番号	施設の種類の種類	施設の使用用途等	規制対象規模		排出基準		
					μg/Nm ³		
					新規施設	既存施設	
4	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（一次施設）	(1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（番号(3)に掲げるものを除く。)	金属の精錬用（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)	原料の処理能力	1 t/時以上	30	50
		(2) 溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及び番号(3)に掲げるものを除く。)		火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50 L/時以上 200 kVA以上		
		(3) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉		原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	0.5t/時以上 0.5 m ² 以上 0.2 m ² 以上 20 L/時以上		
5	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（二次施設）	(1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（番号(3)及び(5)に掲げるものを除く。)	金属の精錬用（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)	原料の処理能力	1 t/時以上	100	400
		(2) 溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びに番号(3)、(4)及び(5)に掲げるものを除く。)		原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50 L/時以上 200 kVA以上		
		(3) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（番号(5)に掲げるものを除く。)		原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	0.5t/時以上 0.5 m ² 以上 0.2 m ² 以上 20 L/時以上		
		(4) 溶解炉	鉛の二次精錬用（鉛合金の製造を含まない。)	バーナー燃焼能力	10 L/時以上 40 kVA以上	100	400
		(5) 焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	亜鉛の回収用（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)	原料の処理能力	0.5t/時以上	100	400

番号	施設の種類	施設の使用用途等	規制対象規模		排出基準 μg/Nm ³	
					新規 施設	既存 施設
6	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（二次施設） (1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉 (2) 溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。）	金属の精錬用（金を精錬するものに限る。）	原料の処理能力	1 t/時以上	30	50
			火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50 ℓ/時以上 200 kVA以上		
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	-	火格子面積 バーナー燃焼能力 変圧器定格容量	1 m ² 以上 50 ℓ/時以上 200 kVA以上	50	80*
8	廃棄物焼却炉	-	火格子面積 焼却能力	2 m ² 以上 200 kg/時以上	30	50
9	廃棄物焼却炉	-	全て	-	50	100

※原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、140μg/Nm³

7 指定物質抑制基準（法附則第9項）

（施行令附則第4項 最近改正 平成11.12.27政令第434号）
 （平成9.2.6 環境庁告示第5～6号）

物質	No.	種 別	基 準 値		
			既設	新設	適 用
ベンゼン	1	ベンゼン蒸発用の乾燥施設	200	100	$1000 \leq Q < 3000$
			100	50	$3000 \leq Q$
	2	コークス炉	100	100	
	3	ベンゼン回収用の蒸留施設	200	100	$1000 \leq Q$
	4	ベンゼン製造用の脱アルキル反応施設	100	50	
	5	ベンゼン貯蔵タンク	1500	600	
200			100	$1000 \leq Q < 3000$	
6	ベンゼンを原料とする反応施設	100	50	$3000 \leq Q$	
TCE等	7	TCE等蒸発用の乾燥施設	500	300	
	8	TCE等の混合施設	500	300	
	9	TCE等の精製又は回収用の蒸留施設	300	150	
	10	TCE等による洗浄施設（No. 11以外）	500	300	
	11	PCEによるドライクリーニング機	500	300	

①ベンゼン：ベンゼン濃度が $60^v/v\%$ 以上のものに限る。

②TCE等：トリクロロエチレン（TCE）及びテトラクロロエチレン（PCE）

③基準値：排出口濃度（ mg/m^3 ）

④ Q：排出ガス量（ Nm^3/h ）

8 ばい煙量等の測定方法等（法第3条、第16条、第18条の5、第18条の12、第18条の30）（条例第89条）

(1) ばい煙量等の測定方法等

（施行規則第3条、第4条、第5条、第15条、最近改正 平成23. 3. 16環境省令第3号）

測定物質	測定すべきばい煙発生施設の区分	測定方法	測定時期	記録保存
①硫黄酸化物の排出量	硫黄酸化物に係るばい煙の排出量が10Nm ³ /h以上の施設	JIS K0103及びZ8808の方法により硫黄酸化物濃度及び排出ガス量を測定する方法またはJIS K2301、K2541-1からK2541-7又はM8813の方法及びJIS Z8762-1からZ8762-4の方法等により燃料の硫黄含有率及び燃料の使用量を測定する方法	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	所定の記録表に記録し、三年間保存すること
	特定工場等（総量規則）に係る施設	環境庁長官が定める方法	常時	
②ばいじんの濃度	ガスを専焼させる ・ボイラー ・ガスタービン ・ガス機関 ・ガス発生炉のうち燃料電池改質器	JIS Z8808の方法により測定 燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まない。	5年に1回以上	
	・排出ガス量40,000 Nm ³ /h未満の施設 ・焼却能力が4,000kg/h未満の焼却炉	$C = \frac{21 - 0n}{21 - 0s} \cdot Cs$ の式により算出	年2回以上 ^{注)}	
	・排出ガス量40,000 Nm ³ /h以上の施設 ・焼却能力が4,000kg/h以上の焼却炉	C：ばいじん濃度(g/Nm ³) 0n：標準酸素濃度(%)。 0s：排出ガス中の酸素濃度(当該濃度が20%を超える場合は20とする。)(%) Cs：JIS Z8808に定める方法により測定されたばいじん濃度(g/Nm ³)	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	

測定物質	測定すべきばい煙発生施設の区分	測定方法	測定時期	記録保存
③有害物質の濃度	排出ガス量40,000 Nm ³ /h以上の施設	<p><カドミウム及び鉛並びにそれらの化合物> JIS Z8808の方法により採取し、JIS K0083に定める方法によりカドミウム又は鉛として測定</p>	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	所定の記録表に記録し、三年間保存すること
	排出ガス量40,000 Nm ³ /h未満の施設	<p><塩素> JIS K0106に定める方法により測定 <塩化水素> JIS K0107に定める方法により測定 ただし、廃棄物焼却炉の塩化水素は次の式により算出</p> $C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$ <p>C : 塩化水素の濃度 (mg/Nm³) O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) C_s : JIS K0107に定める硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度 (mg/Nm³)</p> <p><弗素、弗化水素、弗化珪素> JIS K0105に定める方法により弗素として測定 <鉛及びその化合物> JIS K0083に定める方法により鉛として測定</p>	年2回以上 ^{注)}	
④窒素酸化物の濃度	水性ガス又は油性ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉のうち燃料電池改質器	<p><窒素酸化物> JIS K0104に定める方法により測定</p> $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ <p>C : 窒素酸化物の濃度 (容量比ppm) O_n : 標準酸素濃度 (%)。 O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (当該濃度が20%を超える場合は20とする。) (%) C_s : JIS K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度 (容量比ppm)</p>	5年に1回以上	
	排出ガス量40,000 Nm ³ /h未満の施設		年2回以上 ^{注)}	
	排出ガス量40,000 Nm ³ /h以上で特定工場等に指定されているもの		常時	
	その他の施設		2月を超えない作業期間ごとに1回以上	

注) 1年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。)が6月以上の場合は、年1回以上

(2) 揮発性有機化合物 (VOC)

(平成17. 6. 10 環境省告示第61号)

排出ガス中の気体である有機化合物（以下「揮発性有機化合物」という。）の濃度から、除外物質濃度を差し引く方法で測定する。ただし、次の場合は除外物質の濃度を測定し、差し引く必要はない。

- 1 揮発性有機化合物排出施設において除外物質を使用し、又は発生させていない場合
- 2 除外物質を含めた揮発性有機化合物の濃度が排出基準を超えない場合

測定物質	測定方法		測定時期	記録保存
	採取	分析		
揮発性有機化合物	捕集バッグ	①触媒酸化－非分散形赤外線分析計 (NDIR) ②水素炎イオン化形分析計 (FID)	年1回以上	次の事項を明らかにして記録し、3年間保存すること。 ①測定の日月日及び時刻 ②測定者 ③測定箇所 ④測定法 ⑤揮発性有機化合物排出施設の使用状況
除外物質 (メタン)		①GC-FID		
除外物質 (HCFC-22, HCFC-124, HCFC-141b, HCFC-142b, HCFC-225ca, HCFC-225cb, HFC-43-10mee)		①GC-FID ②GC-ECD ③GC-MS		

(3) 特定粉じん

(平成元. 12. 27 環境庁告示第93、94号)

測定物質	測定方法	測定時期	記録保存
石綿	光学顕微鏡法	6月を超えない作業期間毎に1回以上。 ただし、常時使用する従業員の数が20人以下の場合、当分の間、行わないことができる。	次の事項を明らかにして記録し、3年間保存すること。 ①測定の日月日及び時刻 ②測定時の天候 ③測定者 ④測定箇所 ⑤測定法 ⑥特定粉じん発生施設の使用状況

(4) 指定物質

(平成9. 2. 6 環境庁告示第5、6号)

測定物質	測定方法		記録保存
	採取	分析	
ベンゼン	①捕集バック ②真空瓶	①水素炎イオン化検出器 ②質量分析計	ガスクロマトグラフ
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	③キャニスター ④捕集管	①水素炎イオン化検出器 ②電子捕獲検出器 ③質量分析計	

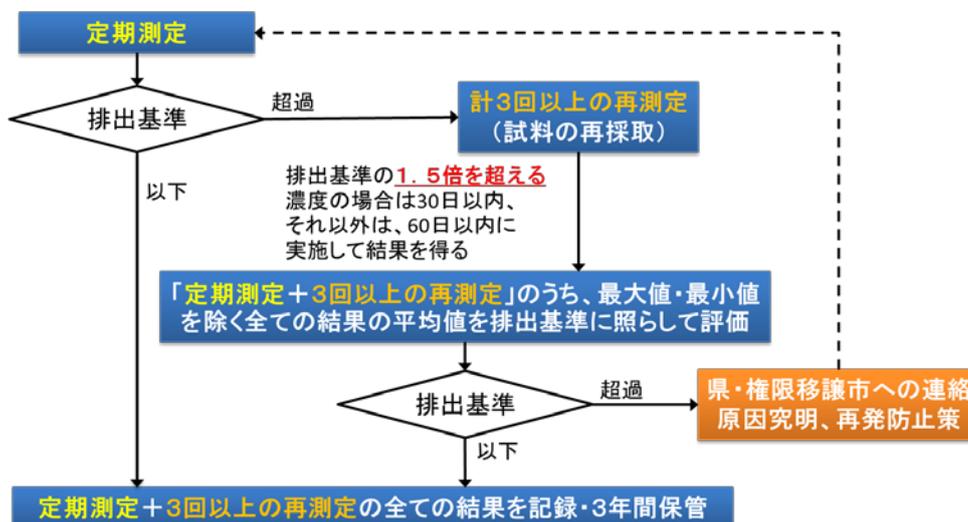
(5) 水銀

(施行規則第16条の12 最近改正 平成28.9.26 環境省令第22号)

測定物質	測定すべきばい煙発生施設の区分	測定方法	測定時期	記録保存
全水銀(ガス状水銀及び粒子状水銀)	排出ガス量40,000 Nm ³ /h以上の施設	バッチ測定 <ガス状水銀(湿式吸収-還元気化原子吸光分析法)>	4月を超えない作業期間ごとに1回以上	所定の記録表に記録し、3年間保存すること
	排出ガス量40,000 Nm ³ /h未満の施設	JIS K0222(排ガス中の水銀分析方法)を基本とし、排出ガス吸引量を100L程度にSO ₂ 濃度の高い排出ガスや有機物の多い排出ガスは、硝酸(5%)過酸化水素水(10%)混合溶液等による洗浄に変更。	6月を超えない作業期間ごとに1回以上	
	専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉		年1回以上	
	専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	<粒子状水銀(湿式酸分解法-還元気化-原子吸光法又は加熱気化-原子吸光法)> JIS Z8808(排ガス中のダスト濃度の測定方法)に準拠して、1000L程度以上採取。	年1回以上	

※ 排出基準を上回る濃度が検出された場合、水銀排出施設の稼働条件を一定に保ったうえで、速やかに3回以上の再測定(試料採取を含む)を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除くすべての測定結果の平均値により評価する。再測定は、初回の測定結果が排出基準の1.5倍を超過していたときは、初回測定結果が得られてから30日以内、それ以外の場合は、60日以内に実施し結果を得ること。

※ 参考：定期測定の結果が排出基準を超過した場合のフロー図



※ 粒子状水銀については、連続する連続する3年間の間継続して、以下のいずれかを満たす場合ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなす(粒子状水銀濃度の測定を省略する)ことができる。この場合であっても、3年に1度は粒子状水銀の測定は必要

- ① 粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の定量下限未満
- ② 測定結果の年平均(注)が50 μg/Nm³未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満
- ③ 測定結果の年平均(注)が50 μg/Nm³以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満、かつ、粒子状水銀の濃度が2.5 μg/Nm³未満

(注) 連続する1年間の定期測定の結果を平均して算出した値。再測定を行った場合は、再測定の結果(「定期測定及び3回以上の再測定」のうち、最大値・最小値を除く全ての結果の平均値)を用いて、年平均値を算出する。

第3節 ばい煙発生施設等

1 ばい煙発生施設

(1) 法のばい煙発生施設（施行令第2条（昭和43.11.30政令第329号）別表第1）

（最近改正 令和3.9.29政令第275号）

No.	施設名	規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20t以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1㎡以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは、金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200kg以上であること。
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6L以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	

No.	施設名	規模
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	火格子面積が1 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイトの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2 m ² 以上であるか、または焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼結炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5 t以上であるか、火格子面積が0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3L以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した** ² 伝熱面積が10m ² 以上であるか、またはポンプの動力が1kW以上であること。

No.	施設名	規模
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料としてリン鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4L以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥炉	容量が0.1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4L以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100kg以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20t以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であること。※
32	ガソリン機関	

※重油換算は、重油10L＝液体燃料10L＝ガス燃料16㎡＝固体燃料16kgとするが、「31 ガス機関」については以下のとおりとする。

重油換算量（L/時）＝換算係数×気体燃料の燃焼能力（Nm³/時）

$$\text{換算係数} = \frac{\text{気体燃料の発熱量 (kcal/㎡)}}{\text{重油の発熱量 (kcal/L)}}$$

ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は9,600kcal/Lとする

(2) 条例のばい煙発生施設（平成14. 3. 29規則第25号 第3条 別表第1）

No.	施設名	規模
1	廃棄物焼却炉	火格子面積が1.5㎡以上2㎡未満、又は焼却能力が1時間当たり150kg以上（廃油焼却炉にあつては1時間当たり50kg以上）200kg未満であること。
2	オガライトの製造の用に供する乾燥炉	火格子面積が0.5㎡以上1㎡未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上50L未満であること。

2 揮発性有機化合物（VOC）排出施設

施行令第2条の3（昭和43政令第329号）別表第1の2、（最近改正 平成17.5.27政令第189号）

規制対象施設		規模要件
令別表第一の二の項番号	種類	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり3,000m ³ 以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり100,000m ³ 以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり10,000m ³ 以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装資材（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000m ³ 以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（4の項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供する施設を除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり15,000m ³ 以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり7,000m ³ 以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり27,000 m ³ 以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kL以上のもの

（注）送風機の送風能力が規模要件となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模要件とする。

（注）「乾燥施設」とは、揮発性有機化合物を蒸発させるためのものをいう。

3 一般粉じん発生施設

(1) 法の一般粉じん発生施設（法第18条の3）

施行令第3条（昭和43政令第329号）別表第2、（最近改正 平成1.12.27総理府令第59号）

一般粉じん発生施設の内容			構造並びに使用及び管理に関する基準 (施行規則第16条、別表第6)
番号	施設名	規模	
1	コークス炉	原料処理能力が 1日当たり50t以上 であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車のフードを設置することが著しく困難である場合には、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉍物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上 であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉍物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水施設によって散水が行われていること。 3 防じんカバーで覆われていること。 4 薬剤の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じられていること。

一般粉じん発生施設の内容			構造並びに使用及び管理に関する基準 (施行規則第16条、別表第6)
番号	施設名	規模	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーで覆われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じられていること。
4	破碎機及び摩砕機 (鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75kW以上であること。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーで覆われていること。
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15kW以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> 5 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じられていること。

(2) 条例の粉じん発生施設（規則第4条別表第2）

粉じん発生施設の内容			構造並びに使用及び管理に関する基準 (施行規則第16条、別表第8)
番号	施設名	規模	
1	鉱物(コークスを含む。以下同じ。)、土石、チップ又は木くずの堆積場	面積が鉱物又は土石にあっては500㎡以上1,000㎡未満、チップ又は木くずにあっては500㎡以上であること。	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石、チップ又は木くずを堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーで覆われていること。 4 薬剤の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じられていること。
2	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が37.5kW以上75kW未満であること。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。
3	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満であること。	<ol style="list-style-type: none"> 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーで覆われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じられていること。
4	動力打綿機及び動力混打綿機	すべてのもの	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じられていること。
5	木材、木製品の製造の用に供する切断施設、研削施設、研摩施設及び粉碎施設（家具製造の用に供するものを除く。）	原動機の定格出力が切断施設、研削施設又は研摩施設にあっては2.25kW以上、粉碎施設にあっては7.5kW以上であること。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 防じんカバーで覆われていること。 4 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じられていること。

4 特定粉じん

(1) 特定粉じんの発生施設（法第18条の6～第18条の13）

（施行令第3条の2（別表第2の2） 最近改正 平成元年12.19政令題329号）
 （施行規則第16条の2～3 最近改正 平成元年12.27総理府令第59号）
 （平成2.1.12環大企第37号、平成2.1.12環大規第26～27号）

番号	施設名	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス（ ^{せん} 剪断加工用のものに限る。）	
9	^{せん} 穿孔機	

備考 石綿を含有する製品の製造の用に供するものに限り、湿式及び密閉式の施設は除く。

(2) 特定粉じん排出等作業（法第18条の14～第18条の23）

（施行令第3条の4 最近改正 平成27.11.11政令第379号）
 （施行規則第16条の4（別表第7） 最近改正 平成26.5.7環境省令第15号）

1. 公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。

- イ 長さ42.0cm、幅29.7cm以上又は長さ29.7cm、幅42.0cm以上であること。
- ロ 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ハ 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、法第18条の17第1項又は第2項の届出年月日及び届出先
- ニ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ホ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ヘ 特定粉じん排出等作業の方法

2. 作業の種類ごとの作業基準は下表のとおり。

番号	作業の種類	作業基準
1	特定建築材料が使用されている建築物その他工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業 吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（2及び5以外の作業）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気にJISZ8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

			<p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業	石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（５の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
3	特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業	石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（５の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
4	特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業	石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）</p>

		形板等」という。)を除去する作業(1の項から3の項まで及び5の項に掲げるものを除く。)	<p>を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業	人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	吹付け石綿及び石綿含有断熱材に係る作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込みを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>

特定建築材料

- 1 吹付け石綿
- 2 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹付け石綿を除く。)
- 3 石綿含有成形板等

5 水銀排出施設（法施行令第3条の5、施行規則第5条の2別表第3の3）

（平成28.9.26環境省令第22号）

番号	施設の種類の		施設の使用用途等	規制対象規模		大防法 令別表 第1の 項番号
1	小型石炭混焼ボイラー		石炭専焼を除く	バーナー燃焼能力	50L/時以上 10万L/時未満	1項
2	石炭ボイラー（番号の1に掲げるものを除く。）		バーナー燃焼能力10万L/時以上または石炭専焼	バーナー燃焼能力	50L/時以上	1項
3	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（一次施設）	(1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（番号(3)に掲げるものを除く。)	金属の精錬用（銅又は金を精錬するものに限る。)	原料の処理能力	1 t/時以上	3項 4項
		(2) 溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及び番号(3)に掲げるものを除く。)		火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50 L /時以上 200 kVA以上	5項
		(3) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉		原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	0.5t/時以上 0.5m ² 以上 0.2m ² 以上 20L/時以上	14項
4	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（一次施設）	(1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（番号(3)に掲げるものを除く。)	金属の精錬用（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)	原料の処理能力	1t/時以上	3項 4項
		(2) 溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及び番号(3)に掲げるものを除く。)		火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1m ² 以上 0.5m ² 以上 50L/時以上 200kVA以上	5項
		(3) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉		原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	0.5t/時以上 0.5m ² 以上 0.2m ² 以上 20L/時以上	14項

番号	施設の種類	施設の使用用途等	規制対象規模		大防法 令別表 第1の 項番号		
5	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（二次施設）	(1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（番号(3)及び(5)に掲げるものを除く。)	金属の精錬用（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）	原料の処理能力	1 t/時以上	3項 4項	
		(2) 溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びに番号(3)、(4)及び(5)に掲げるものを除く。)		原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50 L/時以上 200 kVA以上	5項	
		(3) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（番号(5)に掲げるものを除く。)		原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	0.5t/時以上 0.5 m ² 以上 0.2 m ² 以上 20 L/時以上	14項	
		(4) 溶解炉		鉛の二次精錬用（鉛合金の製造を含まない。)	バーナー燃焼能力	10 L/時以上 40 kVA以上	24項
		(5) 焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉		亜鉛の回収用（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)	原料の処理能力	0.5t/時以上	大防法令別表第1第3号
6	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（二次施設）	(1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉	金属の精錬用（金を精錬するものに限る。)	原料の処理能力	1 t/時以上	3項 4項	
		(2) 溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。)		火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1m ² 以上 0.5m ² 以上 50L/時以上 200kVA以上	5項	

番号	施設の種類	施設の使用用途等	規制対象規模		大防法 令別表 第1の 項番号
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	-	火格子面積 バーナー燃焼能力 変圧器定格容量	1m ² 以上 50L/時以上 200kVA以上	9項
8	廃棄物焼却炉 （専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及び番号9に掲げるものを除く。）	-	火格子面積 焼却能力	2m ² 以上 200kg/時以上	13項
9	廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	-	全て	-	(注)

※ バーナー燃焼能力及び燃焼能力とは重油換算量で、重油10Lが液体燃料では10L、ガス燃料では16m³、固体燃料では16kgに相当するもの。

※ 複数の施設が1台の変圧器を共用している場合は、各施設の電力容量をもって変圧器の定格容量とする。

(注) 水銀回収義務付け産業廃棄物は廃棄物処理法で、また水銀含有再生資源は水銀環境汚染防止法で規定されている。

6 指定物質排出施設（法附則第9項～第11項）

（施行令附則第4項 最近改正 平成11.12.27政令第434号）
（平成9.2.6環境庁告示第5～6号）

物質	No.	種別	用件	対象施設
ベンゼン	1	ベンゼン蒸発用の乾燥施設	送風機の送風能力が 1,000m ³ /h以上	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるための施設
	2	コークス炉	原料の処理能力が 20t/日以上	装炭時の装炭口から排出ガス（装炭車集じん機の排出口から排出）に適用 開底式縦型又は装炭車に集じん機及び煙突を設置する既設の施設を除外
	3	ベンゼン回収用の蒸留施設	常圧蒸留施設を除外	溶媒として使用したベンゼンを回収するための施設
	4	ベンゼン製造用の脱アルキル反応施設	非密閉式	排出ガスをフレアスタックで処理する施設
	5	ベンゼン貯蔵タンク	容量が500kL以上	浮屋根式を除外
	6	ベンゼンを原料とする反応施設	ベンゼンの処理能力が 1t/h以上	排出ガスをフレアスタックで処理する施設を除外
TCE等	7	TCE等蒸発用の乾燥施設	送風機の送風能力が 1,000m ³ /h以上	溶媒として使用したTCE等を蒸発させるための施設
	8	TCE等の混合施設	混合槽の容量が5kL以上の非密閉式	溶媒としてTCE等を使用する施設
	9	TCE等の精製又は回収用の蒸留施設	常圧蒸留施設を除外	TCE等を精製、又は原料として使用したTCE等を回収するための施設
	10	TCE等による洗浄施設（No, 11以外）	TCE等が空気に接する面積が3m ² 以上	
	11	PCEによるドライクリーニング機	処理能力が30kg/回以上	密閉式（ノンダクト式等）を除外

①ベンゼン：ベンゼンの濃度が60^v/_v%以上のものに限る。

②TCE等：トリクロロエチレン（TCE）及びテトラクロロエチレン（PCE）

第4節 その他の基準等

1 緊急時（法第23条、施行令第11条（昭和43. 11. 30政令第329号）別表第5）

気象条件からみて、次表の状態が更に継続すると認められるときとする。

物質名	状	態
	法第23条第1項の政令で定める場合 （一般緊急時）	法第23条第4項の政令で定める場合 （重大緊急時）
硫黄酸化物	1. 1時間値が0.2ppm以上である大気の状態が3時間継続した場合 2. 1時間値が0.3ppm以上である大気の状態が2時間継続した場合 3. 1時間値が0.5ppm以上である大気の状態になった場合 4. 1時間値の48時間平均値が0.15ppm以上である大気の状態になった場合	1. 1時間値が0.5ppm以上である大気の状態が3時間継続した場合 2. 1時間値が0.7ppm以上である大気の状態が2時間継続した場合
浮遊粒子状物質	1時間値が2.0mg/m ³ 以上である大気の状態が2時間継続した場合	1時間値が3.0mg/m ³ 以上である大気の状態が3時間継続した場合
一酸化炭素	1時間値が30ppm以上である大気の状態になった場合	1時間値が50ppm以上である大気の状態になった場合
二酸化炭素	1時間値が0.5ppm以上である大気の状態になった場合	1時間値が1ppm以上である大気の状態になった場合
オキシダント	1時間値が0.12ppm以上である大気の状態になった場合	1時間値が0.4ppm以上である大気の状態になった場合

（最近改正 昭和52. 4. 2 政令第66号）

2 事故時の措置（法第17条）

（1）事故時の措置の対象者

ア ばい煙発生施設の設置者

イ 物の合成、分解その他化学的処理に伴い特定物質を発生する施設（ばい煙発生施設を除く。）の設置者

（2）対象となる事故

故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたとき

（3）特定物質（施行令第10条（昭和43. 11. 30政令第329号））（28物質）

アンモニア	燐化水素	ベンゼン	クロルスルホン酸
弗化水素	塩化水素	ピリジン	黄燐
シアン化水素	二酸化窒素	フェノール	三塩化燐
一酸化炭素	アクロレイン	硫酸（三酸化硫黄を含む）	臭素
ホルムアルデヒド	二酸化硫黄	弗化珪素	ニッケルカルボニル
メタノール	塩素	ホスゲン	五塩化燐
硫化水素	二硫化炭素	二酸化セレン	メルカプタン

3 燃料使用基準

(1) 季節による燃料使用基準（法第15条）

燃料の種類	使用量等の基準
(施行規則第14条) 重油その他の石油系の燃料	(昭和46. 6. 22厚生省・通商産業省告示第1号 最近改正 昭和47. 11. 30 環境庁告示第114号) 1 燃料の硫黄含有率の許容限度が0.5%以上1.2%以下の範囲内であること。ただし、排煙脱硫装置が設置されているばい煙発生施設に係るものについては、当該排煙脱硫装置の捕集効率に応じたものとする。 2 1時間当たりの使用量の許容限度が、通常使用される燃料の量に、燃料基準として都道府県知事が定めた硫黄含有率を通常使用される燃料の硫黄含有率で除して得た数値を乗じて得た量以下であること。

備考 大気汚染防止法第15条第3項に規定する基準は、第1号に掲げる基準（以下「燃料基準」という。）及び硫黄酸化物に係るばい煙発生装置を設置する者が燃料基準に適合する燃料を確保することが著しく困難であると認められる場合には燃料基準に換えて適用すべき第2号に掲げる燃料の使用量の基準とする。

(2) 指定地域における燃料使用基準（法第15条の2）

省略。（昭和51. 2. 7 環境庁告示第1号 最近改正 平成12. 12. 14 環境庁告示第78号）

4 総量規制基準（法第5条の2）

関係都道府県知事が総理府令（施行規則第7条の3及び第7条の4）に定めるところにより定める。府令の基準は省略。

5 PCBの排出許容限界

（排ガス中のPCB暫定排出許容限界 昭和47. 12. 22 環大企第141号 環境庁大気保全局長通知）
PCBの焼却施設から排出される焼却排ガス中に含まれるPCBの量は次の要件を満たすこと。

- (1) 排ガス中に含まれるPCBの量はいかなる場合においても0.25mg/m³（液状のPCB焼却施設では0.15mg/m³）を超えないこと。
- (2) 排ガス中に含まれるPCBの量は平均して0.15mg/m³（液状のPCB焼却施設では0.10mg/m³）を超えないこと。

この許容限界は環境大気中のPCB濃度が最悪の場合でも0.0005mg/m³を超えないものとして設定されている。

6 要排出抑制施設の自主的取り組み（法第18条の32）

水銀等の排出量が相当程度多い施設で、その排出を抑制することが適当であるものとして位置づけられた「要排出抑制施設」を設置しているものは、単独で又は共同で、自らが遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定、記録及び保存等を行うとともに、その実施状況及び評価を公表しなくてはならない。

要排出抑制施設（施行令第10条の2 別表第4の2）

項番号	施設の種類
1	製銃の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）
2	製鋼の用に供する電気炉

7 自動車排出ガス

(1) 大気汚染の限度（法第21条第1項）

昭和46. 6. 23 総理府、厚生省令第2号 最近改正 平成12. 8. 14 総理府令第94号
（要請基準）

一酸化炭素の大気中における含有率の1時間値の月間平均値100万分の10（10ppm）とする。

なお、1時間値の月間平均値の算定は、総有効測定時間の測定値の算術平均によること。この場合において、当該総有効測定時間数は、480時間以上であること。

(2) 許容限度（法第19条第1項）

環境大臣が自動車排出ガス量の許容限度を設定し、その許容限度を国土交通大臣が道路運送車両法の保安基準で確保する仕組みで、ガソリン・LPG車、ディーゼル車、二輪車の3つの種別に応じて、試験モードや規制対象成分、規制年度、規制値が定められている。

規制値等は、省略。（昭和49.1.21 環告1号 最近改正 平成30.6.5 環告44号）

8 自動車燃料品質規制値

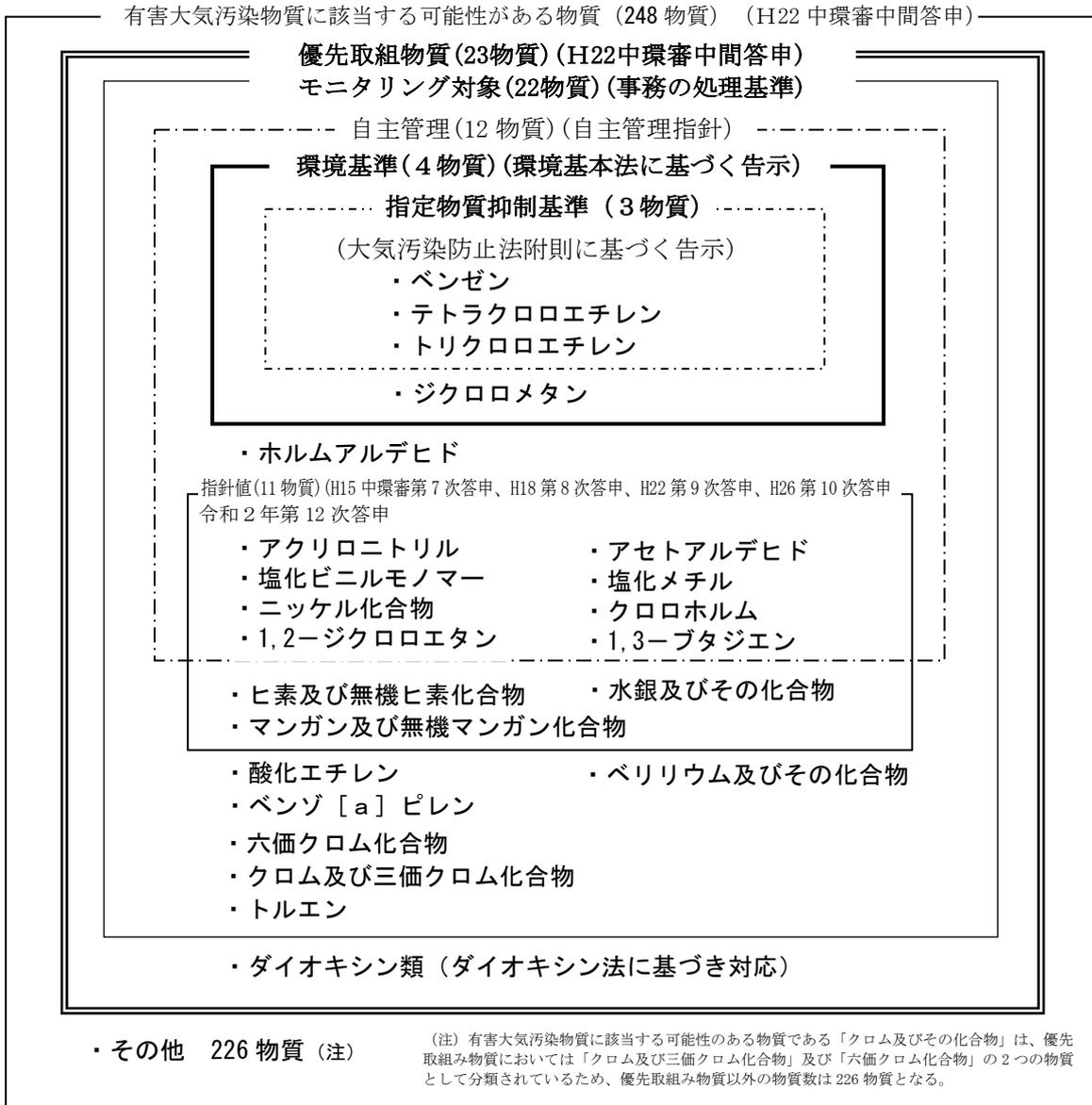
平成7.10.2 環境庁告示第64号 最近改正 平成24.3.30 環境省告示第65号

自動車燃料の種類	燃料の性状又は燃料に含まれる物質	許容限度
ガソリン	鉛	検出されないこと
	硫黄	0.001質量パーセント以下
	ベンゼン	1体積パーセント以下
	メチルターシャリーブチルエーテル (MTBE)	7体積パーセント以下
	酸素分	1.3質量パーセント以下 (バイオエタノール10体積パーセント混合ガソリン及びエチルターシャリーブチルエーテル22体積パーセント混合ガソリンにあつては、1.3質量パーセントを超え3.7質量パーセント以下)
軽油	硫黄	0.001質量パーセント以下
	セタン指数	45以上
	90パーセント留出温度	摂氏360度以下

備考

- 1 「検出されないこと」とは、JIS K2255の4又は5に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限値以下であることをいう。
- 2 「酸素分」とは、JIS K2536の2、4又は6に定める方法により測定した場合における数値とする。
- 3 「セタン指数」とは、JIS K2280に定める方法で算出した軽油の性状をいう。
- 4 「90パーセント留出温度」とは、JIS K2254に定める方法で測定した軽油の性状をいう。

9 有害大気汚染物質の位置づけ（参考）



第5節 その他

1 大気汚染防止法関係規制物質等一覧

	規制項目	規制物質	発生形態	対象施設	規制基準	規制措置等
ばい煙	硫黄酸化物	SO ₂ 、SO ₃	燃焼など	政令で定めるばい煙発生施設 (ボイラー、焼却炉など)	K値(地域別。上乘せ基準は可) [1-2-1]	改善命令、 事故時の措置命令、 直罰など
	ばいじん	煤など			排出基準(物質及び施設の種類ごとの濃度) [1-2-2]	
	有害物質	Cd、Pb、HF、Cl ₂ 、HCl、NO _x など	燃焼、合成、分解、加圧など	政令で定めるばい煙発生施設 (銅、亜鉛、鉛の精錬用焙焼炉)	〃 [1-2-3]	
	特定有害物質	(未指定)	燃焼など	(未指定)	K値方式による量	
	指定地域の指定ばい煙 (本県該当なし)	SO ₂ 、SO ₃		特定工場等のばい煙発生施設	総量規制基準(特定工場ごとに抽出総量) [1-4-4]	
粉じん	一般粉じん			政令で定める一般粉じん発生施設(堆積場など)	構造、使用・管理に関する基準[1-3-3]	基準適合命令など
	特定粉じん	石綿	混合、切削、研磨など	政令で定める特定粉じん発生施設(混合機など)	敷地境界基準(濃度) [1-2-5]	改善命令など
	建築物等の解体、改造・補修		政令で定める特定粉じん排出等作業	作業基準[1-3-4]	基準適合命令など	
	揮発性有機化合物(VOC)	揮発性有機化合物	洗浄、印刷等	政令で定める揮発性有機化合物排出施設	排出基準[1-2-4]	改善命令など
	水銀等	Hg	燃焼など	政令で定める水銀排出施設(廃棄物焼却炉など)	排出基準[1-2-6]	改善命令、 事故時の措置命令、 直罰など
	自動車排出ガス	CO、HC、Pb、NO _x など	自動車の運行	環境大臣が定める特定の自動車	許容限度(車種及び物質ごとに量又は濃度) [1-4-7(2)] [保安基準]	他法による交通規制、整備命令など
	自動車の燃料の性状	Pb、硫黄、ベンゼン、MTBEなど	燃料の成分		許容限度(ガソリン及び軽油) [1-4-8]	他法による基準適合命令
	特定物質	アクロレインなど28物質	物の合成などの化学的処理中の事故	特定施設(ばい煙発生施設は除外)	なし	事故時の措置命令
	指定物質	ベンゼンなど3物質	洗浄、合成など	政令で定める指定物質排出施設	排出抑制基準(濃度)	

(注) []は、本文中の記載箇所を示す。例えば、[1-2-1]は第1章第2節第1項である。

2 大気汚染防止法届出事項一覧

番号	届出を必要とする場合	届出の時期	法令等条文	届出様式
1	ばい煙発生施設（法又は条例）を設置（新設、増設）しようとする場合	工事着手予定日の60日以上前 （実施の制限：法第10条、条例第13条）	法第6条 条例第9条	ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書 （施行規則様式第1） （県要綱様式第1号）
2	工場・事業場に設置してある施設が、法令の改正等により新たにばい煙発生施設となった場合（設置の工事中を含む）	新たにばい煙発生施設となった日から30日以内	法第7条 条例第10条	
3	上記1又は2の届出をしたばい煙発生施設の 1. 構造 2. 使用の方法 3. 処理の方法 を変更しようとするとき	変更工事着手予定日の60日以上前（実施の制限：法第10条、条例第20条）	法第8条 条例第11条	
4	一般粉じん発生施設（条例にあっては粉じん発生施設（以下6まで同じ））を設置しようとする場合	工事着手前	法第18条第1項 条例第18条第1項	一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書 （施行規則様式第3） （県要綱様式第5号）
5	新しく一般粉じん発生施設となった際既にその施設を設置しているもの（設置工事中を含む）	新たに一般粉じん発生施設となった日から30日以内	法第18条の2 条例第19条	
6	上記4又は5の届出をした一般粉じん発生施設の 1. 構造 2. 使用及び管理の方法 を変更しようとするとき	工事着手前	法第18条第3項 条例第18条第3項	
7	特定粉じん発生施設を設置（新設、増設）しようとする場合	工事着手予定日の60日以上前 （実施の制限：法第13条の9）	法第18条の6第1項	特定粉じん発生施設設置（使用・変更）届出書 （施行規則様式第3の2）
8	工場・事業場に設置してある施設が、法令の改正等により新たに特定粉じん発生施設となった場合（設置の工事中を含む）	新たに特定粉じん発生施設となった日から30日以内	法第18条の7第1項	
9	上記7又は8の届出をした特定粉じん発生施設の 1. 構造 2. 使用の方法 3. 処理又は飛散の防止の方法 を変更しようとするとき	変更工事着手予定日の60日以上前（実施の制限：法第18条の4）	法第18条の6第3項	

番号	届出を必要とする場合	届出の時期	法令等条文	届出様式
10	揮発性有機化合物排出施設を設置（新設、増設）しようとする場合	工事着手予定日の60日以上前 （実施の制限： 法第17条の9）	法第17条の5第1項	揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書 （施行規則様式第2の2）
11	新しく揮発性有機化合物排出施設となった際既にその施設を設置しているもの（設置工事中を含む）	新たに揮発性有機化合物排出施設となった日から30日以内	法第17条の6第1項	
12	上記10又は11の届出をした揮発性有機化合物排出施設の 1. 構造 2. 使用の方法 3. 処理の方法 を変更しようとするとき	変更工事着手予定日の60日以上前（実施の制限：法第17条の9）	法第17条の7第1項	
13	水銀排出発生施設を設置（新設、増設）しようとする場合	工事着手予定日の60日以上前 （実施の制限： 法第18条の32）	法第18条の28	水銀排出施設設置（使用、変更）届出書 （施行規則様式第3の5）
14	工場・事業場に設置してある施設が、法令の改正等により新たに水銀排出施設となった場合（設置の工事中を含む）	新たに水銀排出施設となった日から30日以内	法第18条の29	
15	上記13又は14の届出をした水銀排出施設の 1. 構造 2. 使用の方法 3. 処理の方法 を変更しようとするとき	変更工事着手予定日の60日以上前（実施の制限：法第18条の32）	法第18条の30	
16	ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、粉じん発生施設、水銀排出施設）の届出に係る 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 2. 工場又は事業場の名称所在地に変更があったとき	変更の日から30日以内	法第11条 法第17条の13第2項 法第18条の13第2項 法第18条の31第2項 条例第14条 条例第22条	氏名等（名称、住所、所在地、）変更届出書 （施行規則様式第4） （県要綱様式第2号）
17	届出を行ったばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したとき	使用廃止の日から30日以内	法第11条 法第17条の13第2項 法第18条の13第2項 法第18条の36第2項 条例第14条 条例第22条	ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）使用廃止届出書、ばい煙発生施設（粉じん発生施設）使用廃止届出書 （施行規則様式第5） （県要綱様式第3号）

番号	届出を必要とする場合	届出の時期	法令等条文	届出様式
18	届出をした者からそのばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、粉じん発生施設、水銀排出施設）を譲り受け又は借り受け、相続、合併などにより承継した場合	承継の日から30日以内	法第12条 法第17条の13第2項 法第18条の13第2項 法第18条の36第2項 条例第15条 条例第22条	ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）承継届出書、ばい煙発生施設（粉じん発生施設）承継届出書 （施行規則様式第6） （県要綱様式第4号）
19	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工しようとする場合	特定粉じん排出等の作業の開始予定日の14日以上前（実施の制限法第18条の17）	法第18条の17	特定粉じん排出等作業実施届出書 （施行規則様式第3の4）
20	建築物等を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事を行う場合※ ¹	工事着手前※ ²	法第18条の15	石綿事前調査結果報告システム （ https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/ ）

(注)総量規制に係わる部分は省略した。

※1 報告が必要な工事は以下のとおり（以下の要件に当てはまらなくても調査の実施は必要）

- ・建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80平方メートル以上であるもの
- ・建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- ・工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの

※2 建築物等の構造上、工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手後に目視が可能となった時点で調査を行い、修正報告を行う。

3 大気汚染防止法罰則一覧

1	ばい煙に係る計画変更命令（廃止を含む。）又は改善命令（使用の一時停止を含む。）に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法第33条）
2	揮発性有機化合物排出施設に係る計画変更命令又は改善命令に違反した場合	
3	特定粉じん発生施設に係る計画変更命令（廃止を含む。）又は改善命令（使用の一時停止を含む。）に違反した場合	
4	水銀排出施設に係る計画変更命令（廃止を含む。）又は改善命令に違反した場合	
5	ばい煙排出者が排出基準に適合しないばい煙を排出した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第33条の2）
6	特定施設設置者が事故により多量に大気中に特定物質を排出させた場合にその事故の拡大又は再発の防止のための措置命令に違反した場合	
7	一般粉じん発生施設を設置している者が、基準適合命令又は使用の一時停止命令に違反した場合	
8	特定粉じん排出等作業に係る計画変更命令に違反した場合	
9	特定工事を施工する者が、特定粉じん排出等作業に係る作業基準適合命令又は作業の一時停止命令に違反した場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金（法第33条の2第2項）
10	大気汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に、ばい煙量等の減少、施設の使用制限などの知事の措置命令に違反した場合（緊急時の措置命令違反）	
11	過失による5の場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金（法第34条）
12	ばい煙発生施設設置届出若しくは変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
13	揮発性有機化合物排出施設設置届出若しくは変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
14	燃料使用基準に従うべき命令に違反した場合	
15	特定粉じん発生施設設置届出若しくは変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
16	特定粉じん排出等作業実施届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
17	届出対象特定工事を施工する者が、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業について、定められた方法により行わなかった場合	
18	水銀排出施設設置届出若しくは変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	

19	ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設の使用届出、一般粉じん発生施設、水銀排出施設の設置届出、変更届出、若しくは使用届出、特定粉じん発生施設使用届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	30万円以下の罰金（法第35条）
20	ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設又は、水銀排出施設の設置届出、若しくは変更届出後、期間短縮許可を受けず60日を経過せず設置等を行った場合	
21	ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度、若しくは水銀排出施設の水銀濃度の測定について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合	
22	解体等工事の施行者が、特定工事に該当するか否かの調査の結果を報告せず、又は虚偽の報告をした場合	
23	報告及び立ち入り検査において報告せず、又は虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み、妨げるなどした場合	
24	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関し、前記（1～23）に違反した場合	行為者のほか、法人又は人は各本条の罰金（法第36条）
24	氏名の変更等の届出又は承継届出若しくはばい煙の減少のための措置計画届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料（法第37条）
25	災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合、特定粉じん排出等作業実施届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	

(注)総量規則に係る部分は省略した。

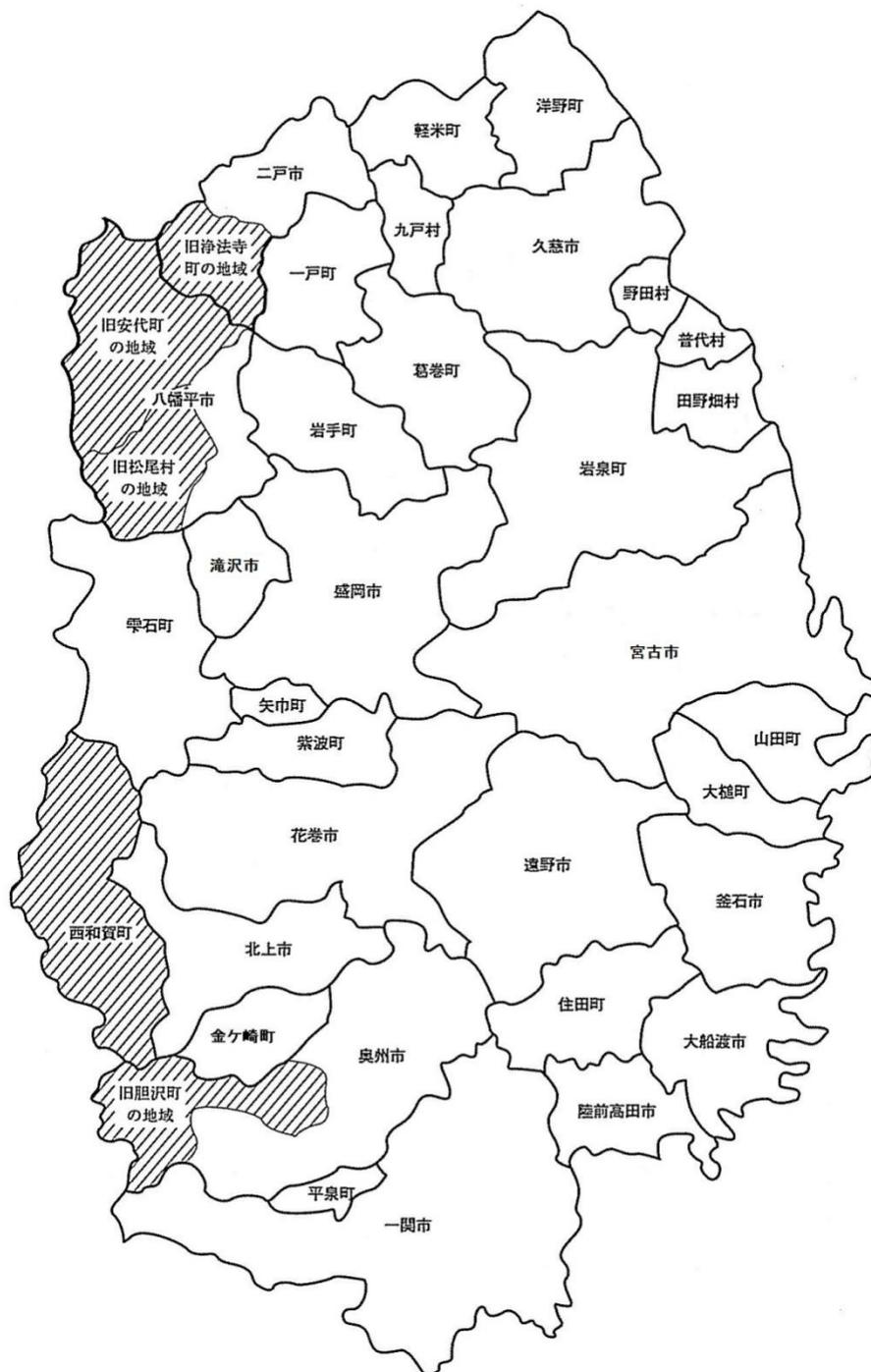
(県条例 大気関係罰則一覧)

1	計画変更命令（廃止を含む。）又は改善命令（使用の一時停止を含む。）に違反した場合	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金（条例第95条）
2	ばい煙排出者が排出基準に適合しないばい煙を排出した場合	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（条例第96条第1項）
3	粉じん発生施設を設置している者が、都道府県知事の基準適合命令又は使用の一時停止命令に違反した場合	
4	過失による2の場合	3月以下の禁錮又は15万円以下の罰金（条例第96条第2項）
5	ばい煙発生施設設置届出若しくは変更届出をせず又は虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は15万円以下の罰金（条例第97条）
6	ばい煙発生施設の使用届出、又は粉じん発生施設の設置届出、変更届出若しくは使用届出をせず又は虚偽の届出をした場合	15万円以下の罰金（条例第98条）
	ばい煙発生施設の設置届出若しくは変更届出後、期間短縮許可を受けず60日を経過せず設置等を行った場合	
7	報告及び立ち入り検査において報告せず又は虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み、妨げるなどした場合	10万円以下の罰金（条例第99条）
8	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務に関し、前記（1～7）に違反した場合	行為者のほか、法人又は人は各本条の罰金（条例第100条）

第6節 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律関係

1 指定地域

スパイクタイヤの使用を規制し、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、スパイクタイヤ使用禁止に係わる指定地域が定められ規制が行われている。



スパイクタイヤの使用が規制されている地域

指定地域 (32市町村)

2 スパイクタイヤ使用禁止

	使用禁止から除外される道路	使用禁止から除外される自動車
法律	<ul style="list-style-type: none"> ① 舗装されていない道路 ② 積雪又は凍結している道路の部分 ③ その他政令で定める道路 	<ul style="list-style-type: none"> ① 125cc以下の二輪車 ② その他政令で定める自動車
施行令	<ul style="list-style-type: none"> ① トンネル内の道路 ② 橋の下の道路 ③ 雪覆工又は防砂のための施設で覆うものが設けられている道路の部分 ④ 道路の上空に建物が設けられている場合又は道路と建物が一体的な構造である場合の建物の下の道路の部分 ⑤ 道路、鉄道又は軌道で高架のものとは立体交差する下の部分 	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防用自動車又は警察用自動車等の緊急自動車 ② 除雪車のうち公安委員会に届け出たもの ③ 自衛隊が使用する大型特殊自動車で国土交通大臣の指定した自動車 ④ 災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法に規定する緊急輸送車両 ⑤ 環境大臣が交付する証明書を備えた緊急自動車 ⑥ 身体障害者又は戦傷病者が運転している自動車
施行規則		<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時に情報収集、避難勧告及び救助等の緊急に行う用務を行う自動車 ② 警察法第2条第1項による警察の用務を行う自動車 ③ 海上保安庁法第2条第1項による海上保安庁の任務のうち海難救助、犯人の捜査などの用務を行う自動車

身体障害者及び戦傷病者の方にとっては、タイヤチェーンの脱着が困難であることから、本人が手帳を携帯して運転する場合、スパイクタイヤ使用禁止から適用除外されます。（施行令第2条）

スパイクタイヤの使用禁止から除外される身体障害者等

施行令第2条	関係法令	手帳	障害の程度
第6号	身体障害者福祉法	身体障害者手帳	第4号（肢体不自由）、第5号（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓）
第7号	戦傷病者特別援護法	戦傷病者手帳	肢体不自由の程度又は心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害が 恩給法 別表第1号表の2 特別項症から第6項症まで 第1号表の3 第1款症から第3款症まで

第7節 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

(通称：オフロード法)

(平成17年法律第51号)

(最終改正 平成29年5月31日法律第41号)

1 特定特殊自動車等

(1) 特定原動機

特定特殊自動車に搭載される原動機及びこれと一体として搭載される排出ガスの発散防止装置

(2) 特定特殊自動車

道路運送車両法第二条第六項に規定する「道路」以外の場所において用いられる下記のもの

※道路を走行するものは道路運送車両法で規制されている

(法第2条第1項、施行令第1条及び第2条、平成26年1月20日 経産国交環告第1号)

	特定特殊自動車	例
1	道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 【道路運送車両法施行規則 別表第一】	ショベル・ローダ、フォーク・リフト、ロータリ除雪自動車、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機 等
2	建設機械抵当法第二条に規定する建設機械に該当する自動車（1に掲げるものを除く） 【建設機械抵当法令 別表】	トラクター、ブルドーザー、バックホウ 等
3	連続式バケット掘削機	
4	くい打ち機及びくい抜き機	
5	アースオーガー	
6	タワークレーン	
7	ドリルジャンボ	
8	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示第1条に規定する車両	
除外	けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具及び下記のもの。 一 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の使用する自動車（防衛大臣が排出ガスによる大気汚染の防止を図るため必要な技術上の基準を定めるものに限る。）であつて、次に掲げるもの イ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する大型特殊自動車 ロ イに掲げるもののほか、防衛大臣の申出により主務大臣が指定した自動車 二 ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車以外の自動車	

2 使用の制限

特定特殊自動車は、基準適合表示又は少数特例表示が付されたものでなければ、使用してはならない。ただし、使用の開始前に主務大臣の検査を受け、確認証の交付を受けた場合を除く。（法第17条）

(1) 基準適合表示

- ①法第6条第1項により主務大臣が指定した型式指定特定原動機を搭載し、法第10条第1項の型式届出を行った型式届出特定特殊自動車であって、法第11条の義務を履行したもの
- ②道路運送車両法の規定による下記いずれかの義務を履行した特定特殊自動車
- ・自動車型式指定を受け、自動車型式指定規則第9条の義務を履行したもの
 - ・検査対象外軽自動車等の型式認定を受け、道路運送車両法施行規則第62条の3第5項の義務を履行したもの
 - ・型式指定一酸化炭素等発生防止装置を搭載し、道路運送車両法施行規則第62条の5第1項の義務を履行したもの

(2) 少数特例表示

法第12条第3項に基づき主務大臣の承認を受けた少数生産の特定特殊自動車
(年間生産台数30台まで。承認後類型台数100台まで。)

(3) 確認証

法第17条ただし書により主務大臣の確認を受けた特殊自動車(1台毎に検査申請が必要)

	従来様式	追加様式	
基準適合表示			
	1) ガソリン・LPGを燃料とし、基準に適合するもの 2) 軽油を燃料とし、法制定当初の基準に適合するもの	軽油を燃料とし、改正基準に適合するもの ※表示の年は告示で定める年を表示する	
少数特例表示			
	1) ガソリン・LPGを燃料とし、少数生産車の基準に適合するもの 2) 軽油を燃料とし、法制定当初の少数生産車の基準に適合するもの	軽油を燃料とし、改正前の基準による型式届出特定特殊自動車等であった型式のもの ※表示の年は告示で定める年を表示する	軽油を燃料とし、改正基準による型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するもの

※基準は特定原動機の定格出力が19kW以上560kW未満であるものが適用される。

3 技術基準（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示）

製造年月日及び少数特例表示に係る承認年月日によって技術基準が異なる。

- 1 () 内の光吸収係数は、黒煙の汚染の度合いを超えない値とみなすもの。() 内の光吸収係数を超過した場合は、黒煙の測定を実施し技術基準適合の判断を行う。
- 2 軽油に係る D1～D5 の表示は、軽油を燃料とする特定原動機の定格出力に対する排出ガス規制区分を示す。

軽油を燃料とする特定原動機の定格出力	排出ガス規制区分
19kW 以上 37kW 未満	D1
37kW 以上 56kW 未満	D2
56kW 以上 75kW 未満	D3
75kW 以上 130kW 未満	D4
130kW 以上 560kW 未満	D5

(1) 基準適合表示及び法第 17 条ただし書確認特定特殊自動車

基準適合表示	燃料	技術基準適合判定基準		型式届出期限 (法第 17 条第 1 項ただし書 に係る製造等期限)	製造期限 (輸入車型式届出期限)	
		一酸化炭素	炭化水素			
	ガソリン・LPG	1%	500ppm	-	-	
		黒煙	光吸収係数			
	軽油	D1	40%	(1.62m ⁻¹)	H25.9.30	H27.8.31
		D2	35%	(1.27m ⁻¹)	H25.9.30	H26.10.31
		D3	30%	(1.01m ⁻¹)	H24.9.30	H26.3.31
		D4	25%	(0.80m ⁻¹)	H24.9.30	H25.10.31
D5	H23.9.30	H25.3.31				
	軽油	25%	(0.80m ⁻¹)	H28.9.30	H29.8.31	
				D2	H28.9.30	H29.8.31
				D3	H27.9.30	H29.8.31
				D4	H27.9.30	H29.8.31
				D5	H26.9.30	H28.8.31
				光吸収係数		
	軽油	ブローバイ・ガス 還元装置搭載	0.50m ⁻¹	-	-	
				D2	-	-
				D3	-	-
				D4	-	-
				D5	-	-

(2) 少数特例表示特定特殊自動車 (改正前の基準による型式届出特定特殊自動車)

基準適合表示	燃料	技術基準適合判定基準		承認期限	製造上限	
	ガソリン・LPG	一酸化炭素	炭化水素			
		-	-	-	100 台	
	軽油	黒煙	光吸収係数			
		D1	-	-	H25.9.30	100 台
		D2	-	-	H25.9.30	
		D3	-	-	H24.9.30	
D4		-	-	H24.9.30		
D5	-	-	H23.9.30			
	軽油	黒煙	光吸収係数			
		D1	40%	(1.62m ⁻¹)	H28.9.30	100 台
		D2	35%	(1.27m ⁻¹)	H28.9.30	
		D3	30%	(1.01m ⁻¹)	H27.9.30	
		D4	25%	(0.80m ⁻¹)	H27.9.30	
	D5	H26.9.30				
	軽油	黒煙	光吸収係数			
		D1	25%	(0.80m ⁻¹)	-	100 台
		D2			-	
		D3			-	
		D4			-	
	D5	-				

(3) 少数特例表示特定特殊自動車 (型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するもの)

	燃料	少数特例の基準	承認期限	製造上限	
	軽油	D1	Tier2、Stage III A	H25.9.30	100 台
		D2	Tier3、Stage III A	H25.9.30	
		D3		H24.9.30	
		D4		H24.9.30	
		D5		H23.9.30	
	軽油	D1	-	-	-
		D2	-	-	-
		D3	Interim Tier4、Stage III B	H27.9.30	100 台
		D4		H27.9.30	
		D5		H26.9.30	
	軽油	D1	Tier4	-	100 台
		D2	Tier4、Stage III B	-	
		D3	Tier4、Stage IV	-	
		D4		-	
		D5		-	

備考

- 1 Tier2 及び Tier3 は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter1 Part89 (米国基準) に規定する基準をいう。
- 2 Stage III A は、97/68/EC (EU 基準) 及びその改定指令に規定する基準をいう。
- 3 Interim Tier4 及び Tier4 は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter1 Part1039 (以下「Part1039」という。) に規定する基準をいう。ただし、次に該当するものは除く。
イ Part1039 の § 1039.102 に記載の規定のうち、定格出力 56kW 以上 560kW 未満の Phase-out の基準
ロ Part1039 の Subpart H に規定する the averaging, banking, and trading program (以下「ABT program」という。) を適用したときに、ABT program の Emission credits が負数となる the family emission limit for the engine family の基準
- 4 Stage III B 及び Stage IV は、97/68/EC 及びその改定指令に規定する基準をいう。

4 指針

特定特殊自動車を使用する事業を所管する大臣は、特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、特定特殊自動車を業として使用する者が使用する特定特殊自動車の燃料の種類その他の事項について必要な指針を定め、これを公表する。（法第28条第1項）

【策定状況】

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針

（平成18年国土交通省告示第1152号）

5 特定特殊自動車の使用者等の罰則一覧

1	基準適合表示及び少数特例表示をオフロード法の規定によらず無断で表示又はこれと紛らわしい表示をした者	50万円以下の罰金 （法第40条）
2	型式指定特定原動機に付すことができる表示をオフロード法の規定によらず無断で表示及びこれと紛らわしい表示をした者	30万円以下の罰金 （法第41条）
3	法第17条ただし書による確認を受けず、基準適合表示又は少数特例表示が付されていない特定特殊自動車を使用した者	
4	技術基準適合命令に違反した者	
5	法第29条第2項に基づき知事が求めた報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
6	法第30条第2項に基づく立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	
7	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する特定特殊自動車に関し、前記（1～6まで）の違法行為をしたとき、行為者のほか、法人又は人	各本条の罰金刑 （法第43条）

